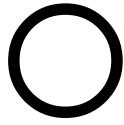





交通共通助成券の使い方

- (1) この助成券は、タクシー（渥美交通(株)と豊鉄タクシー(株)の2社）、豊橋鉄道渥美線、豊鉄バス、ぐるりんバス乗車時に使用できます。
- (2) 1回の利用につき、50枚（1冊）を使用できます。
- (3) お釣りは出ませんので、100円未満の端数は現金でお支払いください。
- (4) 助成券を利用できるのは、本人のみです。
- (5) 助成券は、タクシーでは運転手に渡してください。渥美線では乗車券購入時に係員に渡してください。豊鉄バス、ぐるりんバスでは運賃箱に入れてください。
- (6) 使用期限は令和6年3月31日です。

<p>例: ○正しい使い方</p> <p>★運賃 350 円 の場合</p> 	<p>助成券×3枚 現金50円</p> 	<p>例: ×間違った使い方</p> <p>★運賃 350 円 の場合</p> 	<p>このような使い方は できません</p> 
---	---	---	--

○助成券は1乗車につき50枚まで使用できます。
○100円未満の端数は必ず現金でお支払いください。

障害をお持ちの方へ

以下の障害をお持ちの方については、上半期(4月～9月)と下半期(10月～3月)に分けて年2回交付いたします。2回目を必要とされる方は、10月以降に田原市役所、渥美支所、赤羽根市民センターにて申請をしてください。他の助成券への変更も可能です。

※2回目は免許保有の有無に関わらず一律1冊交付します。

*1～2級の下肢、体幹、視覚障害者

*1級の内部障害者

*A判定の知的障害者

*1～2級の精神障害者

【問い合わせ先】田原市役所 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎23-4654
地域福祉課 障害福祉係 ☎23-3697